

【金融機関向けシステムQA】

No.	質問	回答
1	Web認定申請可能な保証認定の種類は	セーフティネット4号・5号及び危機関連保証がWeb認定申請可能です。
2	創業1年未満や業態拡大等による緩和措置の場合、インターネットで申請可能か	Web申請システムでは対応しておりませんので、直接会場にご来場ください。
3	代理でWeb申請をしたいがどうすればよいか	まずは必要書類をお手元にご用意ください。必要書類・手順については、ホームページの記載をご覧ください。 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/nintei/websinnsei.html ※セーフティネット5号を申請する場合、営んでいる業種が指定業種となっている必要があります。申請前に以下のページから業種の分類コード（4桁の番号）をご確認のうえご申請ください。 (e-Stat 政府統計の総合窓口ページ) https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10
4	必要書類は何を揃えればよいか	①横浜市内における事業実態が確認できる資料 ②売上高の確認資料 ③委任状（横浜市指定様式） が必要となります。 具体的には、ホームページの記載をご覧ください。 https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/yushiseido/nintei/safety.html (セーフティネット)
5	履歴事項全部証明書or青色申告書で市内の事業所の住所がわからない場合、どうしたらよいか	横浜市で事業実態が確認できる書類をお付けください。 (例) 賃貸契約書、横浜市の納税証明書、営業許可書等
6	スキャナがない場合はどうしたらよいか	スマートフォン等、写真で撮った画像データを添付してください。
7	申請から認定書が発行されるまでどのくらいかかるのか	原則当日～翌営業日に対応しています。申請の状況によっては多少前後することがあると思います。
8	どのようなメールが届くのか	申請完了時と交付物発行時（審査完了時）、及び対応完了時（原本交付準備完了時）に、それぞれメールが届きます。 送信者： noreply@mail.graffer.jp 件名：横浜市 危機関連 （又はセーフティネット4・5号）認定申請 申請完了（交付物発行完了又は対応完了）のお知らせ ※ドメイン指定設定があると届かない可能性がありますので、「@mail.graffer.jp」の受信設定をお願いします。
9	申請したが、メールが届かないのはなぜか	申請時に完了メールをお送りしています。ドメイン指定が設定されている場合、メールが届かない可能性があるため「@mail.graffer.jp」の受信設定をお願いします。
10	申請した内容に誤りがあったため修正したいが、どうしたらよいか	一度申請したデータは修正できません。お手数ですが申請一覧から当該申請を開いていただき、「この申請を元に新規申請」のボタンから再度申請をしてください。 なお、誤りのあった申請は、横浜市で取り消す処理が必要となりますので、金融機関名、申請番号（後ろの7桁）及び会社名を下記あてにご連絡ください。 お問合せ先：045-671-2592（横浜市経済局金融課）
11	来場しなくても認定書を受け取れるのか	交付物発行メールが届きましたら、申請者詳細画面の交付物欄に認定書の写しがアップロードされており、ダウンロードをして、印刷していただくことで、原本と同様に融資手続きにご利用いただけます。
12	認定書の原本が必要な場合はどうしたらよいか	対応完了メールが届いていることをご確認の上、発行日(対応完了日)から30日以内に認定会場でお受け取りください。 なお、原本お受け取りの際は、名刺及び委任状を忘れずにお持ちください。
13	システムの操作について聞きたい	システムの操作に関するお問い合わせは、下記あてにご連絡ください。 お問合せ先：045-671-2592（横浜市経済局金融課）
14	アカウントは共有して利用できるのか	共有して利用いただけます。複数名で同時にアクセスができるようになっております。
15	支店内の別の担当者がした申請や支店外の申請分もまとめて受け取ることはできるのか	委任状（横浜市指定様式）をお持ちいただければ、その分の認定書をお渡しします。その際受け取りに来られた方の名刺を1枚いただきます。
16	【セーフティネット5号】 業種分類がどれに当てはまるかわからない	営んでいる業種がどの分類にあたるかわからない場合等は、以下のFAQページを参考にしてください。 https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/contact.htm

17	<p>【セーフティネット5号】 複数の業種を営んでいる場合はどうすればよいか</p>	<p>事業全体における割合がきわめて小さいものを除き、営んでいるすべての業種をご入力ください。その際、事業全体における割合が大きいものを「主たる業種」欄に、他の業種は「従たる業種」欄を適宜追加してご入力ください。 なお、営んでいる事業の中に非指定業種が含まれている場合は、Web認定申請は利用できません。</p>
18	<p>【セーフティネット5号】 事業内容には何を書くのか</p>	<p>審査において、事業の内容が申告された業種と合致しているかを判断します。どのように売上をあげているのかご記入ください。 (例) 【建設業の場合】 ・元請け業者から、主に建売住宅の基礎工事を請け負っている。 ・主に個人の顧客からリフォーム一式工事を受注している。 【卸売業の場合】 ・婦人用の洋服を小売店向けに製造販売している。製造は外部工場に委託している。 ・飲食店向けにお茶の販売をしている。また、自社HPでオンライン販売も行っている。</p>